

受理官庁 BZ	ベリーズ知的所有権庁	附属書 C BZ
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	ベリーズ	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語	
願書の提出に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	カナダ知的所有権庁又は欧州特許庁	
管轄国際予備審査機関	カナダ知的所有権庁 ¹ 又は欧州特許庁 ¹	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：ベリーズ・ドル (BZD) 又は米国・ドル (USD)	
送付手数料	BZD 300	
国際出願手数料 ²	USD 1,453	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ²	USD 16	
調査手数料	附属書D (CA) 又は (EP) 参照	
優先権書類の手数料	BZD 20	
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	BZD 150	
受理官庁は代理人を要求するか?	不要、出願人がベリーズに居住している場合 要、出願人がベリーズの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか?	受理官庁に対して手続する資格を有する弁理士	

1 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。

2 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C (IB) 参照）。